

# 求人票(2027年3月卒業者対象)【事務分野】

フリガナ	シャカイフクシホウジン ゼノ ショウネンボクジョウ			フリガナ	ホウシマル シュウゴ				
法人名	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場			代表者名	理事長 寶子丸 周吾				
所在地	〒720-0311 広島県福山市沼隈町大字草深1212 ☎ 084 - 987 - 0357 📠 084 - 987 - 3185 E-mail houjin_jimu@zeno.or.jp URL http://www.zeno.or.jp			設立	1962年4月23日				
				従業員数	506人				
採 用 条 件	労働時間	変形労働時間制(1ヵ月単位・1年単位) 時間外勤務:月平均6~8時間程度			事業内容	児童発達支援センター、放課後等デイサービス、障害児(者)入所施設、障害福祉サービス多機能型事業所、相談支援、居宅介護、共同生活援助、認定こども園、保育所等の福祉事業を運営している。			
	休日	月平均:9日 年間:112日(計画年休5日含む)				法人の特 徴	「明日を信じ限りなき前進をしよう!」を合言葉に、保育が必要な子どもたち、幼児期から高齢期までの障がいのある人たちやその家族のみなさま。それぞれに大切な気持ちがあります。そんな一人ひとりの想いや願いに丁寧に耳を傾ける、そして寄り添い続けて形にしています。私たちは一人ひとりの良きパートナーでありたいと思っています。「その人らしく生きる」を大切にしながら、私たちは今日も前進しています。		
	有給休暇	初年度:10日(勤務1ヵ月後に付与)(内計画年休5日)							
	特別休暇	冠婚葬祭、子看休暇、介護休暇など							
	福利厚生	✦雇用保険 ✦労災保険 ✦健康保険 ✦厚生年金 ✦産前産後休業 ✦育児介護休業 ✦退職金制度 ✦企業型確定拠出年金(選択制)							
募集職種	事務員								
初 任 給		諸手当		業務内容					
職 種	事務員	通勤手当	住宅手当	総務	会計業務	労務・給与	請求業務		
月額支給額	<b>223,000円</b>	<b>最大25,900円</b>	<b>最大22,500円</b>	役員会の運営のための資料作成、調査物の回答・取りまとめ、外部文書の受付などの庶務などを行う。	現金出納、帳簿作成、伝票入力、決算などの経理全般の業務を行う。	勤怠実績の管理・給与計算・社会保険加入手続き・源泉処理などの労務全般の業務を行なう。	各事業所に配置され、利用者の利用実績に基づき給付費の算定・請求の業務を行う。		
基本給	203,000円	最短距離にて計算 2,400円~ 距離に応じて 毎月支給	賃貸借契約の 世帯主に支給	試用期間	最大6ヶ月(基本給・職務手当の9割支給)				
職務手当	20,000円			昇給(年1回)	前年度実績:あり(1,500円)				
賞 与	前年度実績:年3回 計4.3月分								
募集事業所									
募集事業所	①法人本部(沼隈) 神辺支部								
就業場所	法人本部及び神辺支部 また、法人各事業所内 事務所								
勤務時間	①8:30~17:30 ②8:00~17:00 ③9:00~18:00								
選 考 等	応 募	マイナビ・法人HP・電話(採用担当宛て)		必要な免許	普通運転免許(AT限定可)				
	提出書類	履歴書(写真付)		見 学	個別にて随時対応				
	提出方法	本人持参・送付 いずれも可		試験日	4/25(土) 5/16(土) 6/20(土)				
	選考方法	基礎学力試験・テーマ作文・面接			8/1(土) 9/12(土) 12/12(土)				
	選考結果	7日後郵送		試験場所	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 法人本部				
職場説明会 事業所見学	対面またはオンラインにて説明会・見学を随時開催 仕事体験も1日から体験可能			説明会、仕事体験の詳細、申込はコチラから					
備 考	<問い合わせ先> 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 法人事務局 採用担当:池田(いけだ) メール:recruit@zeno.or.jp 電話:084-987-0357			  法人ホームページ マイナビ2027					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li> <li>特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科ないことを求めることとしています。</li> <li>このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</li> </ul>								